

# 掛川南部デジタルクラブ会員規約

(名称)

第1条 本クラブは、掛川南部デジタルクラブ(以下「本クラブ」という)と称す。

(事務局の設置)

第2条 本クラブの事務局を掛川市長谷1丁目3番地の5、公益財団法人掛川市文化財団に設置する。

(目的)

第3条 本クラブは、プログラミング等のコンピュータを用いる活動を通して、豊かな未来を創造するための創造力、創合力、創律力を育成することを目的とする。

(運営)

第4条 本クラブの運営は、公益財団法人掛川市文化財団(以下「文化財団」という)が運営する。

(事業内容)

第5条 本クラブの活動は、月2回程度の開催。開催日程は、掛川南部デジタルクラブホームページで通知する。

(解散)

第6条 本クラブが解散する場合は2ヵ月前までに告知する。その効力はすべての会員に及ぶものとする。

(入会者の資格)

第7条 本クラブの会員の対象は、小学生・中学生・高校生とする。

(入会・退会)

第8条 入会は、入会申込書を本クラブに提出することで参加が可能となり、退会は本人の申し出により退会できる。

(活動の禁止)

第9条 本クラブは、会員が以下の項目に該当すると認めた場合は、活動禁止を命じることがある。

- 1)健康状態を害しており、活動に参加することが不相当と判断したとき
- 2)他会員、その他施設利用者に迷惑をかけたとき、またはその恐れがある場合
- 3)本クラブ規約に違反したとき、または指導者および運営担当者等(以下「スタッフ」という)の指示に従わないとき

(除名)

第10条 本クラブは、会員が以下の項目に該当すると認めた場合は、除名とすることができる。

- 1)入会時の申込書に虚偽、偽りを申し出た場合
- 2)諸規則に違反したとき
- 3)会員としてクラブの名誉を傷つけたり、秩序を乱したとき
- 4)活動施設、設備等を故意または重大な過失により破損したとき
- 5)本クラブが会員として不相当と認めた場合

(会費の徴収)

第11条 本クラブは会員に対し会費を徴収する。会費および徴収の方法はオリエンテーション等で説明する。

(会員のモラル)

第12条 会員は以下の項目について遵守すること。

- 1)活動施設の秩序を守り、本クラブの活動目的に沿うこと
- 2)クラブ活動中は、スタッフの指示に従うこと
- 3)教室の開催における準備、片付けを行うこと
- 4)その他、クラブ活動に関する注意事項に従うこと

(活動の制限)

第 13 条 本クラブは、次の事由により、クラブ活動の一部または全部の活動参加を制限または閉鎖することができる。

この場合、会員は補償その他の請求、異議申し立てをすることができない。

- 1) 気象、災害、社会経済情勢の著しい変動等により、クラブ活動が不可能なとき
- 2) 活動の対象施設が、改善または修理のとき
- 3) 法令の制定・改廃・行政指導等によるとき
- 4) その他やむを得ない事由が発生したとき

(欠席連絡)

第 14 条 活動を欠席する場合は、必ず事務局まで連絡すること。事前に分かっている場合は、活動時にスタッフまで連絡すること。急遽、欠席する場合は、電話にて連絡すること。

(連絡)

第 15 条 本クラブからの連絡は以下の項目に則って連絡する。

- 1) 原則として事務局からメールにて連絡をする。
- 2) 本クラブは、教室の開催について、第 13 条に定めた事由の他に、静岡県西部地方（遠州南地域）に暴風、大雨の警報が 2 つとも発令された場合、もしくは震度 5 弱以上の地震が発生した場合は開催を自動的に中止する。また、それらの基準に満たなくても事務局が安全に教室の開催ができない状況と判断した場合も同様。その振替開催等の処置はしない。中止の連絡はメールでの伝達を基本とし、クラブ専用ホームページ等で案内をする。

ただし、災害によりライフラインが不通となった場合は、各自の判断とする。

(事故の責任)

第 16 条 会員は、クラブ活動に際して、本クラブの諸規定及び利用施設管理責任者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動すること。また、本クラブの故意又は過失のない場合には保険の範囲で対応となる。

(保険の加入)

第 17 条 会員は、必ず傷害保険に加入するものとし、その際の保険料はクラブ員から会費で負担するものとする。ただし、物損等の保険は個人での加入とする。

(写真の撮影・使用)

第 18 条 活動中の風景やスタッフが撮影する写真、映像などはクラブ、文化財団や掛川市教育委員会に帰属するものとする。

(個人情報保護)

第 19 条 本クラブが保有する会員の個人情報は文化財団の個人情報保護方針に従って管理する。

第 20 条 本クラブ規約に定めない事項については、必要に応じ文化財団が判断をするものとする。

付則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日より施行するものとする。

公益財団法人掛川市文化財団

〒 436-0047 掛川市長谷 1 丁目 3 番地の 5 掛川市役所南館 1 F 内

TEL : 0537-21-1353